

明石市市民参画条例の一部改正について

1 改正の目的

市民参画手法の一つである審議会等手続は、審議された結論が政策等の策定に大きな影響を持つことから、審議会等におけるジェンダー平等を推進するとともに、障害者をはじめとする多様な市民の審議会等への参画を推進するため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

審議会等の委員の選任基準を定める規定（第12条第1項関係）を以下のとおり改正します。

	改正	現行
男女別の割合	委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の <u>4割</u> を下回らないようにすること。	委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の <u>3割</u> を下回らないようにすること。
障害者の参画	<u>委員10人ごとに1人以上は、障害者の委員とすること。</u>	—
多様性の配慮	<u>選任される者の多様性に配慮した上で、幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。</u>	— 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 2022年9月28日～10月27日（30日間）

(2) 意見総数 52件（38人）

賛成（34人）、反対（0人）、その他（4人）

(3) 主な意見

- ・これまで声をあげにくい属性の人達が施策に関与できる機会が拡充され、より多様な人材が施策決定に関与できるため、賛成。
- ・多様な市民の参画を進めることで、より多様な立場や視点からの審議ができる。
- ・障害者の意見を市政に反映してほしい。
- ・男女割合の差を縮めて、平等に話しやすくなってほしい。
- ・自己主張やコミュニケーションが難しい精神・知的障害者の代弁者となる家族が市民参画の場に参画できるよう考慮してほしい。
- ・同じ人ばかりが選任されたり、障害の種別に偏りが出ないように、運用してほしい。

4 施行期日

2023年（令和5年）4月1日